

- 議長（下村 栄君）次に、質問第17号、市政について、古市議員の質問を許します。古市議員。
古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

- 15番（古市 順子君）通告いたしました2点について質問をいたします。

子ども・子育て支援新制度について質問します。この制度は、税と社会保障の一体改革の一つとして進められ、来年4月から本格実施される予定です。上田市の子育て支援もこの制度で行われるわけです。新制度は、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業で構成されています。子ども・子育て支援給付は、保育所、幼稚園、認定こども園を通じた給付、小規模保育等地域型保育事業、児童手当の3つです。地域子ども・子育て支援事業は、妊婦健診、ファミリーサポート事業、一時預かり、延長保育、病児病後児保育、放課後児童健全育成事業など13事業です。政府は、現在の幼稚園、保育所の制度の大改変を狙い、認定こども園と小規模保育を保育の受け皿として強く打ち出しています。

新制度になれば、利用者は介護保険のように認定を受けることになり、教育、保育など3つの認定に区分されます。また、今は分けられていない保育時間が、短時間と標準時間とに分けられます。市町村は、ニーズ調査に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定することになっています。また、来年度スタートのために、各種事業の認可、運営基準の条例制定を9月議会で行わなければなりません。利用者負担の設定も必要です。この制度は複雑難解で、行政や園の関係者もよくわからないというほどです。現場の混乱も懸念されます。保護者を初め市民の皆さんに理解をしていただく努力が求められます。

そこで、上田市としての取り組みについて質問してまいります。まず、子ども・子育て支援事業計画について伺います。市町村は、子ども・子育て会議を発足させ、ニーズ調査を行い、その結果に基づき計画を策定することとなっています。上田市のことし3月時点でのスケジュールでは、9月に内容の取りまとめを行い、その後パブリックコメントを実施し、来年3月に決定の予定となっています。

そこで、1点目として、ニーズ調査項目と事業計画策定の基本的な考え方はどうか。

2点目として、ニーズ調査結果の概要はどうか。また、市民への情報提供はどのように行っているか。

3点目として、事業計画策定の経過、進捗状況はどうか、伺います。

児童福祉法第24条第1項では、市町村は保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならないと、市町村の保育実施義務を規定しています。2012年の子ども・子育て関連3法の改正時、政府の当初案では全面削除されていましたが、国民の不安や反対運動のもと残すことができました。これは事業計画の基盤となるものですので、目的に書き込むべきと考えますが、見解を伺います。

現在上田市では、保育所の配置基準を1歳児では国の基準に上乘せをしています。また、障害児加配も実施しています。3歳児の加配については要望が多く、国の子ども・子育て会議でも提案されていますが、市独自でも実施が望まれます。また、公立、私立保育園格差是正措置も行われています。子育て支援は、人口減少対策の重要な施策として、今議会でも論議をされています。事業計画の掲載する事業は、市独自事業は継続し、最低でも現行の水準を後退させることなく、向上を目指すべきです。見解をお伺いして、第1問といたします。

- 議長（下村 栄君）田口こども未来部長。

〔こども未来部長 田口 悦子君登壇〕

○ こども未来部長（田口 悦子君）子ども・子育て支援事業計画について、幾つかご質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず、1点目ですが、事業計画策定の基本的な考え方とニーズ調査項目についてお答えします。平成27年4月から施行される予定の子ども・子育て支援制度では、市町村が実施主体として、地域のニーズに基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、この計画に基づき保育を初めとする子育て支援の各種事業を実施していくこととしています。子供や子育て家庭の置かれた状況を踏まえ、幼児期の保育や教育、地域における多様な子育て支援の量の拡充と質の改善を図ることにより、妊娠、出産期からの切れ目のない支援を行い、全ての家庭が安心して子育てができることを基本に考えております。

策定に当たりまして、その基礎資料となる地域での子育てに係る利用状況や利用規模を把握するため、ニーズ調査を2月に実施いたしました。対象は、ゼロ歳から小学6年生までの子供のいる世帯といたしまして、内訳は就学前の子供のいる世帯と小学生のいる世帯、それぞれ2,000世帯を無作為に抽出して実施いたしました。調査の項目ですが、上田市子ども・子育て会議の中でご審議いただきまして、まず国が示した設問案に上田市独自の項目を加えまして、就学前児童の設問は49問、小学生、児童用は26問になったところでございます。その一部を申し上げますと、保護者の就労状況、保育園、幼稚園等の利用状況や子育て支援センターなどの地域子育て支援事業の利用状況、また子供が病気の際の対応や放課後の過ごし方など国の示した設問のほかに、上田市の独自の項目といたしましては、子育ての悩みや不安、子育ての環境整備充実のための行政サービスへの要望を加えたところでございます。

次に、ニーズ調査の結果の概要ですが、回収率は就学前児童のいる世帯が52%、小学生児童がいる世帯が53%でございました。結果の一部をご紹介しますと、子育て支援の各事業の認知度のうち、上田市内科小児科初期救急センターや子育て支援センターや子育て広場、長野子育て家庭優待パスポート事業が認知度95%を超えておりました。また、現在一時預かりを利用している方のほとんどが、今後も利用したいという意向を持っていたり、小学校入学後に放課後児童クラブを利用したいと回答した方が33%という状況もございました。子育てに関する悩みの中では、就学前、小学生いずれの世帯も経済的な負担に関することが最も多く、行政サービスへの要望では、保育園等への費用負担の軽減ですとか公園や広場の整備、一時預かり、情報提供など要望が多くありました。これらのニーズ調査の結果につきましては、今後市のホームページで公開していく予定です。

次に、事業計画策定の進捗状況ですが、昨年12月から子ども・子育て会議を5回開催しております。ニーズ調査の内容の検討、それから結果の報告をいたしまして、現在は事業計画に盛り込む基本項目等についてご審議をいただいているところです。また、事業計画に記載する内容によって具体的に検討するために、委員20人いらっしゃるわけですが、その委員には保育・教育部会と子育て支援部会、放課後児童対策部会の3つの部会に分かれていただき、部会ごとの検討を始めております。部会での主な検討内容は、保育・教育部会が、保育の量の見込みと提供体制の確保、それに伴う保育施設等の運営基準、認定基準等の条例に係る検討。子育て支援部会が、子育て支援センターやファミリーサポートセンターなど子育て支援事業の量の見込み等について。また、放課後児童対策部会は、放課後健全育成事業の量の見込みや設置や運営に関する条例について検討いただくことになっております。

次に、この事業計画に市町村の保育義務を盛り込むべきではないかというお尋ねですが、既に上田市保育

の実施に関する条例におきまして、議員ご質問の児童福祉法第24条第1項の規定により、保育の実施に関し必要な事項を定めているところでございます。また、事業計画には、計画期間における幼児期の教育、保育の必要量を見込みまして、供給体制の確保について記載することが必須とされており、保育の必要性の認定を行った上で、市町村が利用の調整を図り、あつせんすることになっております。保育そのものの実施については変更がございませんので、これまでどおり市が担うべきものと認識しているところであります。

また、議員が質問の中で触れていただきました事業計画に掲載する事業についてですが、例えば保育士の配置基準につきましても、市独自の取り組みとして国の基準以上に配置を行っておりますし、また民間保育所の保育士の処遇改善につきましても市単独で補助を実施しているところであります。障害や支援の必要のお子さんに対しての保育士の加配につきましても受け入れ状況を見ながら実施しておりますので、新制度では保育の質の向上も重要な取り組みでありますので、この水準を後退させないよう、子ども・子育て会議において十分に協議してまいります。

以上です。

○ 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

それでは、次に各種基準、条例の制定について伺います。まず、保育の必要性の認定について、4点伺います。1点目は、保護者の就業時間の下限設定です。新制度では、保育時間を保育短時間8時間と保育標準時間11時間に分けて認定をいたします。国の基準では、保育短時間の認定の保護者の就業時間の下限は、1カ月当たり48から64時間以下としています。市の条例によって決めるわけですが、パートタイム労働者でも保育が受けられ、就業時間の下限設定によって利用制限が発生しないよう、1日4時間で週3日就業するとした1カ月48時間とすべきと考えます。見解を伺います。

2点目は、延長保育の考え方です。現在公立保育所の保育時間は午前8時半から午後4時半の8時間を原則として、それ以外は延長保育となっています。新制度では、保育標準時間11時間が認定されますが、地域子ども・子育て支援事業の中の延長保育事業との関連も含め、延長保育及び延長保育料の考え方を伺います。

3点目は、障害のある子供の入所です。集団生活は成長に必要であり、障害があることを保育の要件にすべきという要望もあります。障害のある子供の保育も保障されるべきですが、見解を伺います。

4点目は、育児休業中の在園児の継続保育です。上田市では、平成22年度から保護者の育児休業取得前から入所している3歳以上児について継続入所を認めていますが、未満児についても認めるべきではないでしょうか。見解を伺って、第2問といたします。

○ 議長（下村 栄君）田口こども未来部長。

〔こども未来部長 田口 悦子君登壇〕

○ こども未来部長（田口 悦子君）保育の必要性の認定について幾つかご質問いただきました。

新制度では、保育の提供に当たって、子供に対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、主にフルタイムの就労を想定した保育標準時間、これは1日11時間利用可能とするもの、それと主にパートタイムの就労を想定した保育短時間、1日8時間利用を可能とする、この2つの区分が設定される予定です。現在パートタイムなど短時間労働の

場合の受け入れは自治体の裁量になっていて、統一基準はありませんが、新制度では1日8時間の保育短時間の就労時間の下限について、国からは月48時間から64時間と基準が示されております。議員の説明して下さったとおりであります。ただ、国の議論の中では、就労時間の下限については一時預かり事業で対応可能な短時間就労を除くとされております。現在の保育の受け入れ状況等を分析しまして、ニーズ調査の結果も踏まえ、実情に即した基準となるよう検討を続けてまいります。

また、1日11時間の保育標準時間の認定と延長保育事業の関係ですけれども、及び延長保育料の関係ですが、現在の保育の利用時間の実績から見ますと、保育標準時間、この11時間と認定された場合は、平日であればこの時間内で標準的にはおさまり、延長保育事業を利用しなくても可能と考えられますが、それ以外の時間や日曜日の利用が延長保育事業に該当するものと考えます。国から示された基準を基本として、さらに具体的に検討してまいります。

障害のあるお子さんの受け入れにつきましては、現在も保護者と面接を行いまして、医療機関と関係機関とも連携をしながら、可能な範囲で受け入れを行っております。今後も関係機関と連携し、継続して受け入れてまいります。

育児休業中の保育につきましては、現在3歳以上児は継続入所を認めておりますが、3歳未満児については認めておりません。新制度における保育の必要性を認める条件の中に、育児休業を取得した場合の継続理由について示されておりますので、実施に係る財政負担や処遇が拡大することに伴う保育士の確保など、市の保育事業全体に及ぼす影響等について慎重に検討してまいります。

以上です。

○ 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）ご答弁をいただきましたが、1つ答弁漏れがあるかと思えます。延長保育料の考え方について、保育短時間と標準時間で保育料が違うのか、延長保育料はどうなるのか、その点をお答えいただきたいと思えます。

続きまして、地域型保育事業の認可基準について伺います。新制度では、地域型保育事業として6名から19名の保育をする小規模保育事業、5名以下の家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を地域に開放した場合の4類型が設けられました。いずれも3歳未満児を対象としていますが、この認可基準を市町村は条例で定めることとなっております。国の認可基準では、職員と人数が従うべき基準ですが、ほかは参酌すべき基準となっております。上田市として条例制定に当たりどのように考えているか、伺います。

上田市には、現在4カ所の認可外保育所がありますが、それぞれ保育理念に基づき運営をされています。中には、他の保育所では担えない夜間保育を行っている保育所もあり、保育の受け皿を広くするためにも引き続き運営されることが望まれます。各保育所では、新制度の中でどのようにしていったらいいのか、戸惑っておられるのではないのでしょうか。小規模保育事業は、A、B、Cと3類型あり、こちらに移行できる可能性もありますが、現状は3歳以上児も保育されており、基準が合わないということもあります。また、もし認可外保育所として残った場合、現在は県の補助金を活用しながら市から補助事業が実施されておりますが、継続できるのか、心配をされております。市として、事業者に対し丁寧な説明とご要望を聞きながら相談に応じる必要があります。上田市の対応を伺います。

次に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について伺います。国の基準では、従うべく基準として、放課後児童支援員の配置は資格者1名、補助員1名としています。資格の内容も細かく定めています。現在の上田市の児童クラブ、学童保育の運営基準では、ともに資格者が望ましいとなっています。現行の条件を踏まえ、定めていかなければなりません。参酌すべき基準としては、総論、設備ほか多くの事項が示されています。最低基準の向上については、市町村は最低基準を常に向上させるように努めるものとするとなっています。上田市として、この基準の条例制定に当たっては、現行の水準を後退させることなく向上を目指し、参酌基準を取り入れるべきと考えますが、見解を伺って、3問といたします。

○ 議長（下村 栄君）田口こども未来部長。

〔こども未来部長 田口 悦子君登壇〕

○ こども未来部長（田口 悦子君）延長保育料の考え方ではありますが、先ほど申し上げた延長保育事業と保育料の関連の中で申し上げたとおり、11時間の保育標準時間と認定された場合は、平日であればこの標準時間の中でおさまり、延長保育料を払わなくてもいい、延長保育事業を利用しなくてもいいというふうに考えられます。ただ、それ以外の時間や日曜日の利用が延長保育事業に該当とする。今のところ私どもはそういうふうに捉えておりますが、国から示された基準、もう少し具体的に検討していきたい、確認していきたいというふうには考えております。以上です。

それから、地域型保育事業認可基準についてのご質問にお答えいたします。新制度において、利用定員が6人から19人までの小規模保育や事業所内保育などの地域型保育事業は市町村の認可事業として位置づけられたことから、設備や運営など認可に係る基準を定める必要があります。市町村が定める基準については、国が定める従うべき基準と参酌すべき基準をもとに、市町村が地域の実情に応じ定めることとされております。参考例を申し上げますと、従うべき基準としましては、施設の定員、職員の配置数、資格要件などがありまして、参酌すべき基準は施設の設備、子供1人当たりの面積などのそういう基準となっております。基準の検討に当たっては、国の基準に準ずることを基本に、従前の基準を下回ることがないように努めることとされておりますので、これを踏まえて認可基準等について検討してまいります。

それから、次に議員が質問で触れていただいたように、上田市には認可外保育所が4カ所ございます。この4カ所の代表の方に上田市子ども・子育て会議の委員に参加していただいております。会議の席におきましても情報提供は行っておりますので、今後はそれ以外の事業者ともさらに密に連絡を取り合いながら情報提供を行ってまいります。

以上です。

○ 議長（下村 栄君）西入教育次長。

〔教育次長 西入 直喜君登壇〕

○ 教育次長（西入 直喜君）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準につきまして、市の条例化に当たっての考え方についてのご質問でございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準につきましては、本年4月30日付で示されたものでございまして、これに基づきまして市としての基準も決め、条例で定めるということになっております。先ほども答弁ございましたとおり、国が示した基準には従うべき基準と参酌すべき基準の2種類がございます。そのうち参酌すべき基準として示されたもののうち、例えば設備の基準を一例として申し上げますと、遊び

及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとの規定があります。この基準を現行の市の基準と比べますと、放課後児童クラブの定員を算出するときこれまで使ってきた基準と同じでございます。また、従うべき基準として示された職員の資格要件につきましても、先ほど議員からのご紹介もありましたとおり、ほぼ現行の市の基準と同じでございます。また、先ほど答弁もございましたが、国の基準を理由として、市の現行水準を低下させてはならないと規定されておりますことから、現行水準から後退をすることはないと考えております。

市としての基準を定める条例骨子につきましては、上田市子ども・子育て会議で検討していただくことになっておりますので、その検討結果を踏まえて、条例案として議会にお諮りしていくこととなります。

以上でございます。

○ 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

それでは、次に利用者負担について伺います。保育料は、保育の実施に関する条例施行規則として9月までに定めるとお聞きをしております。現在上田市は国の基準の70%程度としておりますけれども、保護者からは保育料をできるだけ下げしてほしいというご要望を多くお聞きいたします。先ほど部長からも、ニーズ調査の中でも経済的負担軽くしてほしいということが多かったというお話がありました。所得基準が変更されるとお聞きしておりますけれども、実際に保護者の負担がふえず、少しでも軽減できるような設定をすべきではないでしょうか。また、多子世帯の保育料軽減など市独自の施策は継続をして、さらなる充実を検討すべきだと考えます。

私ども共産党議員団では、5月に群馬県桐生市で人口減少対策についてお聞きをしてみました。子育て支援は大きな柱として、保育園、幼稚園の第3子以降の保育料の無料化を今年度から実施をしております。上の子の年齢に関係ないということです。この施策は、群馬県内では既に5市で実施をしているということです。群馬県は、子供の医療費も中学校3年生まで窓口で完全無料化されております。私は、ことし3月議会で第3子以降の保育料の2分の1軽減について、第1子の年齢制限はなくすこと、また同時入園でなくても第2子の1割軽減を提案いたしました。答弁では、上田市では第1子が高校生で保育料2分の1減免されない方は15名、190万円の収入減ということでした。子育てするなら上田市でということであるならば、この程度の改善はすぐに実施をすべきと考えます。新制度の課題としていく。そのときはそういうご答弁でしたので、保育料設定の中で検討をすべきと考えます。見解を伺って、4問といたします。

その前に、先ほど延長保育料の絡みで、保育標準時間と保育短時間の保育料の違いについてお話がありませんでしたので、あわせてお願いをしたいと思います。

○ 議長（下村 栄君）田口こども未来部長。

〔こども未来部長 田口 悦子君登壇〕

○ こども未来部長（田口 悦子君）延長保育料のことでは、何回も私の説明がうまくいかなくて、ご理解をいただけなくて大変申しわけありませんでした。

保育短時間、保育標準時間、それぞれ8時間、11時間という時間がありますので、確かに11時間の中では

延長保育料が発生しない場合がありますけれども、8時間の場合は延長保育料が発生し、延長保育事業を利用する可能性はあると思います。よろしくお願ひいたします。

利用負担につきましては、新制度においても応能負担の原則によることとされておりました、世帯の所得の状況に応じて定められることとなっております。新制度では、所得の算定の仕組みが変わることになりますが、現状の負担額を基本に利用者にできる限り影響が少ない設定となるよう検討していきたいと考えております。

多子世帯への保育料軽減等の市独自の軽減策につきましては継続して実施してまいります、議員ご提案のさらなる充実につきましては、国の制度のあり方を注視しながら、またニーズ調査の結果も踏まえ検討してまいります、課題としてまいります。

以上です。

○ 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）済みません。保育料のことについては、延長保育料のことではなくて、保育短時間と保育標準時間の保育料は違うのですかという、そういうお尋ねをしているわけですので、その点よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、農業問題について質問をいたします。まず、T P Pの問題について伺います。安倍政権は、重要農産物の除外化再協議を求めるという自民党や国会の決議を厳守すると再三言明してきました。しかし、みずからの公約に明確に違反し、農産物関税の大幅削減の受け入れを進めようとしています。4月に合意した日豪E P A経済連携協定では、除外するとしてきた牛肉の関税を38.5%から20%前後に引き下げました。これに対して30道県のJ A会長が厳しい抗議の声明を発表しました。食の安全や医療、雇用などの交渉も公表されずに進んでいます。自国の業界の企業利益を迫るアメリカの圧力に屈すれば、日本を丸ごとアメリカに売り渡すこととなります。特に農業が犠牲になるわけです。このような状況の中で、上田市への影響をどのように考えているか、伺います。

日本農業、上田市もそうですが、大規模経営だけではなく、多数の中小農家によって支えられております。食料自給率向上や国土や環境の保全なども兼業、高齢者世帯を含む多くの農家が農村に定住し、営農を続けてこそ可能になります。集落営農や大規模農家を応援することは重要ですが、そこだけに農地や施策を集中し、多くの中小農家を政策対象から排除する政府のやり方では、農業の衰退を早めます。T P Pを前提とした国の農政改革について、4点伺います。

1点目は、米政策の見直しです。国は、米生産調整について、5年後をめどに行政による生産数量目標の配分をやめ、これまで10アール当たり1万5,000円を交付してきましたが、2018年産から廃止することとしました。今年度は激変緩和のための経過措置として、半額の7,500円を交付することとなりました。米政策の根本にかかわる問題であり、農業現場に不安を与えています。上田市においては、この見直しによって米生産農家数、生産量、農家所得についてどのような変動を予測しているか、またどのような対策を考えているか、伺います。

2点目は、経営所得安定対策です。畑作物の直接支払い交付金は、諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物、麦、大豆、ソバ、菜種などを生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付

するものです。この交付対象者は、これまで全ての販売農家でしたが、2015年産からは認定農業者、集落営農、認定就農者だけに絞り込むというものです。上田市においては対象外となる農家数、交付金額はどのように予測をしているか、伺います。

3点目は、この課題の市の対策として、特定作物奨励事業の創設を提案いたします。この事業は、ソバ、大豆、小麦などを生産し、地元に販売する農家に対して、奨励金を交付するものです。小規模農家対策として、遊休荒廃農地解消、地産地消推進にも役立つものです。この提案は、共産党議員団として以前から行ってきましたが、国の政策変更により本格的に検討すべきと考えます。見解を伺います。

4点目は、農地中間管理機構による農地集積集約化から懸念される問題点です。優良農地において、大企業が主体の大規模農業生産法人への農地集中を進め、農村解体や中間地の荒廃を進展させかねません。また、集積協力金は、機構から受け手に農地が貸し付けられなければ交付されません。機構に農地を出したが、協力金はもらえないという事態が発生する可能性があります。懸念される問題点をどのように認識し、対策を考えているか、伺います。

以上で5問といたします。

○ 議長（下村 栄君）田口こども未来部長。

〔こども未来部長 田口 悦子君登壇〕

○ こども未来部長（田口 悦子君）保育標準時間と保育短時間の保育料の差でございますが、保育標準時間よりも短時間のほうがマイナス1.7%安くなる。今のところそういう国からの情報が入っております。

○ 議長（下村 栄君）甲田農林部長。

〔農林部長 甲田 國満君登壇〕

○ 農林部長（甲田 國満君）TPPについてでございます。

現在交渉が進められているTPP交渉でございますけれども、これは昨年から国において行われております環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP交渉につきましては、21項目の交渉分野のうち約半数程度においてほぼ合意に達しましたが、関税撤廃を協議する物品市場アクセスなど6つの分野において難航し、12カ国の隔たりが埋まらず、交渉はことしに持ち越されたところでございます。国といたしましては、この物品市場アクセスにおいて、農産物における米、麦、牛、豚肉、乳製品、甘味資源作物、いわゆる重要5項目の関税の取り扱いを焦点として、5月の下旬からアメリカとの間において実務者協議を行ったところでございますが、双方が合意するにはまだ道のりがあるという結果となりまして、今月下旬に再度日米間協議を行うこととしております。

一方、国におきましては、世界における食料を取り巻く自然環境や受給状況に鑑み、あるいは関税撤廃、あるいは削減によりまして、海外から安価な農産物が輸入され、国内の農業生産額が減少することとなる事態を推測する中で、国民が最低限必要とする食料については自給を基本とし、それに備蓄と輸入を組み合わせることで食の安全安心の確保、食料の自給率の向上を図ることが喫緊の課題であるとし、TPP交渉結果に備え、農業における競争力強化を図るため、昨年12月に農林水産業・地域の活力創造プランを決定したところでもございます。

市といたしましては、国において決定いたしました農林水産業・地域の活力創造プランにおける米政策の見直し等の各種施策との整合性を図り、事業を推進していくとともに、農業は当市における基幹産業の一つ

であり、T P P交渉結果が農業、農村に及ぼす影響は多大であると推測することから、今後もとりわけ農産物の重要5項目、先ほど申しました重要5項目における国の関税にかかわる交渉の内容、経過について、引き続き注視してまいりたいと考えております。また、地方の意見、考え方を反映させるべく、農業関係団体と連携し、農業、農村の維持保全のため、国に対しT P P交渉参加の結果に対応する農業政策を講じるよう求めていかなければならないと、そのように考えておるところでございます。

続きまして、国の農政改革についてでございます。まず、米政策の見直しの影響と対策についてでございます。国は、米政策の見直しの一環といたしまして、今年度から減反に参加した農家へ交付する直接支払い交付金の見直しを行いまして、10アール当たり1万5,000円を7,500円に半減し、それをもって今年度から始まる日本型直接支払い交付金の財源にするとともに、平成30年度には直接支払い交付金の廃止と米の生産数量目標の配分の見直しを行うこととしております。

米の生産数量目標の配分見直しにつきましては、米価の安定と米需給の均衡を図るために、従前から行政体で生産調整を行ってきたところでございますが、国は従来から全国の需要量の推移及び全国の需給見通しについて、年1回価格動向の推移及び全国の在庫量の推移について毎月の情報提供を行っていることに加え、今年度から都道府県産別の契約販売状況と在庫量の推移及びよりきめ細かい価格情報について毎月情報提供することにより、今後は生産者や集荷業者等がみずから生産量、販売量を決められる環境に変えていくこととしておるところでございます。このように、米の生産調整の仕組みが見直されることによりまして、米価の大幅下落を避けたいとする意識が自然に働き、生産者、集荷業者、農業関係団体等が必然的に連携し、米の需給調整を的確に行うための国の示す情報を共有し、その情報を分析するシステムが新たに構築されることとなると考えられ、結果的には主食用米の乱作は発生しにくい状況になるのではないかと予測しているところでございます。

また、市といたしましても、生産者がみずから生産方針を決め、生産を行っていく経営マインドの形成が重要であると考え、持続可能な力強い農業経営者の育成の観点から、地域に適した産地交付金の対象作物や単価の情報を随時提供することなど、生産者団体との情報共有にも努めてまいりたいと考えております。したがいまして、米政策の見直しによる米生産農家数及び生産量につきましては、農業者の高齢化等による生産農家の減少は予想されるところでございますけれども、一方地域の中心となる経営体や認定農業者等の担い手への農地の集積、集約化が図られ、大規模経営農家が増加することになり、安定した生産量を確保することが期待できるものと考えているところでございます。また、農家所得につきましては、米の直接支払い交付金の交付額は減額になりますが、先ほども申し上げました、地域に適した産地交付金の対象作物の生産を奨励するなどにより、農家所得の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、経営所得安定対策の対象外となる農家数及び交付金額の予測でございます。経営所得安定対策における交付金等の施策につきましては、先ほど申し上げました米の直接支払い交付金のほか、畑作物の直接支払い交付金等、数種の施策がございますが、経営安定対策の見直しの中で特に交付対象者に影響を及ぼすと予想されます畑作物の直接支払い交付金について申し上げます。当該交付金につきましては、諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農作物について、引き続き生産コストと販売額の差に相当する額を直接支払いするというものでございます。

今年度におきましては、全ての販売農家、集落営農を交付対象としておりますが、来年度からは認定農業

者、集落営農、認定就農者に交付対象を限定することとしており、そのことにより、25年度実績では当該交付金の給付対象者は約270経営体でございましたが、平成27年度以降はそのうち約190経営体が対象外になり、交付金額において1,700万円程度の減額になると予測しているところでございます。市といたしましては、こうした制度の変更に対しまして、経営改善計画を立て、経営者として強い意識を持って農業生産を行おうとする認定農業者や、集落の農家が共同して農作業を行うことにより、効率化を図る集落営農等について、国の支援制度が受けられる等有利な情報を提供することで、対象者となる認定農業者や集落営農の増加につながるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、市独自の対策として、特定作物奨励事業の創設についての考え方でございます。平成23年度から実施された農業者戸別所得補償制度におきましては、畑に作付されました麦、大豆、ソバなどにつきましても国の戦略作物として助成対象となり、またこれらの作物については転作作物として水田へ集団作付の実施や適切な排水対策の実施、新品種を導入すること等により、さらに助成金を加算するという充実した内容となりました。平成25年度におきましては、当該制度は経営所得安定対策に事業名が変更されましたが、麦、大豆、ソバなどにつきましては引き続き助成対象作物となっておりまして、市といたしましては麦、大豆、ソバの集団転作を奨励し、助成金が加算されるよう当該制度の最大限の活用を努めてきたところでございます。

- 議長（下村 栄君）甲田部長、規定時間が来ておりますので、簡潔にまとめてください。
- 農林部長（甲田 國満君）失礼。したがいまして、現在については国の制度の実績と方向性を慎重に検証する必要があると考えており、独自の制度については今後の検討とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（下村 栄君）古市議員の質問が終了しました。